#### 大会自由報告の論稿

# アメリカ合衆国における再犯防止策としての「リエントリー」について — その背景、状況、及び、課題 —

中央大学兼任講師 鮎田 実

#### はじめに

近年 我が国おいて展開されている犯罪者 や受刑者を対象とした再犯防止策は、新たな 展開を迎えたものとして評価されている。こ のきっかけは、2006年、長崎県雲仙市にある 社会福祉法人・南高愛隣会の当時理事長であ られた田島良昭氏が中心となって立ち上げら れた厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者 の地域生活支援に関する研究 | であると言っ て良いであろう。この研究では、罪を犯した 知的障害者を対象とし、その実態をめぐって 得られた様々な調査結果により、知的障害の ある受刑者の再犯防止のためには. 刑事施設 からの釈放後における生活を支援するための 制度が必要であると説かれた。そして、その 成果として、刑事施設への社会福祉士・精神 保健福祉士の配置や、厚生労働省により地域 生活定着支援センターが整備された。その後、 このいわゆる"出口"の支援に加えて、"入口" での支援の更なる必要性が指摘された。それ は、逮捕され明らかな犯罪事実が認められた が、不起訴処分や起訴猶予処分になった者及び執行猶予付判決になった高齢・障害者について、福祉的な支援の必要性が浮上してきたからである。この問題意識から、上述の厚生労働科学研究に続き、2009年から新たに「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」がなされた。そして、その研究結果を受けて、例えば、"長崎方式"として知られる取組みを始めとして、保護観察所が行う更生緊急保護事前調整や、東京地方検察庁での社会復帰支援室などが設けられることとなった。1。

これらの方策が新たな展開として評価されるのも、従来の刑事施設や保護観察所を通して行われてきた受刑者処遇の枠を超えたものであり、それは、いわゆる"多機関連携"と称される司法以外の社会的資源による協力を得て行われているからであると思われる。この多機関連携という特徴的手法を用いての受刑者等の再犯防止策は我が国独自のものではない。実はアメリカ合衆国(以下、"アメリカ"と略す)では、2000年以降連邦や州の各レベル

<sup>1</sup> この経緯については以下の文献を参照。拙稿「刑事政策における再犯防止策の新たな展開:いわゆる"出口"での対策の 充実と"入口"での支援の拡大」『白門』67巻5号(2015年)35-44頁を参照。

において、多機関連携の手法を用いながら犯 罪者等の多様な再犯防止策が"リエントリー" という名称の下で行われているのである。

"リエントリー" (Reentry, Prisoner Reentry) とは、様々な定義があるところであるが、こ の分野で著名な学者であるピーターシリア (I. Petersilia) の定義によれば、「元受刑者に対 して、安全に地域社会に戻り、法律を遵守す る市民として生活するよう準備させるために 行われる全ての活動とプログラミング」のこ とを言うとし、その対象として、「受刑者が拘 禁中での時間を過ごす方法、受刑者が釈放さ れる方法、および、受刑者が釈放後監督され る方法 |が含まれるとされている<sup>2</sup>。この言葉 については、奇しくも2014年12月に我が国の 犯罪対策閣僚会議で出された宣言である『犯 罪に戻らない・戻さない~立ち直りをみんな で支える明るい社会へ~』において、「犯罪が 繰り返されない。何よりも新たな被害者を生 まない、国民が安全で安心して暮らせる『世 界一安全な国、日本』を実現するためには、 ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除 し、孤立させるのではなく、責任ある社会の 一員として再び受け入れること(RE-EN TRY) が自然にできる社会環境を構築する ことが不可欠である」と用いられている<sup>3</sup>。

そこで、"リエントリー"については既に拙

稿があるが、我が国の最近における受刑者等 の処遇方策を理解する上でも、ここで改めて この"リエントリー"に関する知識を整理し、 その最近の状況を含めて紹介する必要がある のではないかと考えた<sup>4</sup>。以下では、大会で 報告したおり質問された事項等を踏まえて. 報告の内容を加筆修正する形で、アメリカで の受刑者等の処遇において、この"リエント リー"あるいは"プリズナー・リエントリー" という言葉が用いられるようになった背景を 説明し、その最近の状況と課題を論じること としたい5。

## 1. アメリカの犯罪者処遇における"リ エントリー"について

#### (1) 背景6

まずアメリカにおいて"リエントリー"とい うことが問題として取り上げられるように なった背景についてである。これについて は、拙稿でも指摘したように3つの点が言え るものと思われる。それは、①不定期刑とパ ロールを廃止し社会復帰を捨て、ジャスト・ デザートと無害化路線を採ったことによる過 剰収容とそれに伴う予算の増大。②裁量的な パロールが廃止されたことによる凶悪な受刑 者の釈放に関するスクリーニングの不能. ③

<sup>2</sup> Petersilia, Joan, "What Works Prisoner Reentry?: Reviewing and Questioning the Evidence," Federal Probation, Vol.68, No.2, 2004, p.5. 同旨, Petersilia, J., When Prisoners Come Home; Parole and Prisoner Reentry, New York, NY: Oxford University Press, 2003, p.3.

<sup>3</sup> 犯罪対策閣僚会議「宣言:犯罪に戻らない・戻さない~立ち直りをみんなで支える明るい社会へ~」(2014年12月16日) (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/141216h/honbun.pdf, 2016年8月15日最終閲覧)。

<sup>4</sup> 拙稿「アメリカ合衆国における受刑者の再社会化への新たな動向 - 受刑者再入 (Prisoner Reentry) を中心に - 」『法学新 報』113巻3=4号(2007年)341-375頁。

**<sup>5</sup>** 本稿での加筆等の部分については、以下の論文を主として参照している。Jonson, C. L., and F. T. Cullen, "Prisoner Reentry Programs," Crime and Justice, Vol.44, 2015, pp.517-575.

<sup>6</sup> 本節の記述については、拙稿·前掲4、343-347頁を参照のこと。

犯罪を繰り返す受刑者の抱えている多様な問 題. である。

①については、資料に拠れば、アメリカの 連邦と州で刑務所に拘禁された受刑者数に関 して、1985年に48万7.593人であったものが、 2004年には141万4,846人まで増加した。これ を人口10万人あたりで示すと. とりわけ1985 年の200人が2004年には486人まで急増したの である。このことは当然にパロールにも影響 を与えた。例えば、州でパロールに付された 人員を見ると、1985年には28万3,139人であっ たものが、2004年には76万5.355人まで増加し、 1990年代以降. 毎年60万人以上の者がパロー ルに付されるようになったのである。別の数 字では、1978年には、刑務所からの被釈放者 数は14万2.033人であったところ、1990年には その数が40万4.000人となり、今世紀に入って 2005年には70万1,632人と70万人を突破したの である。最新のデータによれば、2014年では 63万6,436人と高い数字を維持している<sup>7</sup>。

さらに、これらの者に費やされる予算の増大も問題となった。予算における項目の中で、矯正に関する支出が急速に増大し、例えば、1985年にアメリカ全州での矯正に関する歳出額は約67億ドルであったものが、2004年には約410億ドルとおよそ6倍も増加したのである $^8$ 。それにもかかわらず、刑務

所から釈放された受刑者が地域社会に戻っても、犯罪を繰り返さずに生活していくことにはならかった。刑務所から釈放された者の67%が、その3年後に逮捕されていたのであり、このことが納税者である市民の怒りを買うこととなったのである<sup>9</sup>。

もう一つは、②量刑政策の変更によるパロールの弱体化である。これは、裁量的なパロールが廃止されたことで、凶悪な受刑者の釈放に関するスクリーニングができなくなったのである。

その結果として、犯罪を繰り返す者の常習 犯発生率は高いレベルの状態にある。ランガ ン=レヴィン (Langan, P., and D. J. Levin) の 報告によれば、釈放された受刑者の常習犯に 関する研究で、15州で27万2.111人の釈放され た受刑者を追跡した。その結果、3年以内に、 対象者の67.5%が、新たな犯罪の容疑で再び 逮捕され、46%が再び有罪を宜告されて、そ して、25.4%が拘禁刑の判決を再び下されて いた。遵守事項違反を含めて、2分の1以上 (51.8%) が刑務所に戻っていた $^{10}$ 。同様の研 究として、ダローズ=クーパー=スナイダー (Durose, M., A. D. Cooper, and H. N. Snyder) によるものがある。それによると、類似のデー タを提示している。彼らは、2005年から2010 年まで30の州で釈放された40万4.638人の受刑

<sup>7</sup> Carson, E. Ann., Prisoners in 2014, Washington, D.C.: Bureau of Justice Statistics, US Department of Justice, 2015, p.10.

<sup>8</sup> National Association of State Budget Officers, 2004 State Expenditure Report, Washington, D.C.: National Association of State Budget Officers, 2004, p.58; Benker, K. M., and M. A. Howard, The State Expenditure Report, Washington, D.C.: National Association of State Budget Officers, 1987, p.46. なお、この金額は、2014年には約550億ドルまで上昇している。National Association of State Budget Officers, State Expenditure Report: Examing Fiscal 2013-2015 State Spending, Washington, D.C.: National Association of State Budget Officers, 2015, p.56.

**<sup>9</sup>** Langan, Patrick A., and David J. Levin, *Recidivism of Prisoners Released in 1994*, Washington, D.C.: Bureau of Justice Statistics, US Department of Justice, 2002, p.4.

**<sup>10</sup>** *Ibid.*, p.1.

者の経験を調べた。3年で新たな犯罪で逮捕 された元受刑者の割合は67.8%の数字であっ た。逮捕についての5年の統計値は、サンプ ルの4分の3以上(76.6%)であった。年齢24歳 以下の者について、その数字は84.1%であっ た。また釈放の失敗は、釈放後の直近の時で 最高であり、6月以内で逮捕された人はおよ そ3分の1(36.8%)で、1年の終わりまでに逮捕 された人は半分以上(56.7%)であった。23州 のデータは、およそ2分の1(49.7%)が3年で刑 務所に戻り、55.1%が5年で戻ったことを明ら かにした<sup>11</sup>。

これ以外にも、③犯罪を繰り返す受刑者の 抱えている問題も明らかになってきた。2000 年に都市研究所(Urban Institute)は、トラ ヴィス (I. Travis) とピーターシリアの指導体 制の下で、政策当局者、学者、サービス提供 者, 拘禁歴のある者, および, 実務家からな る学際的グループを、社会に戻る釈放された 受刑者の前例がない数のリエントリーを処理 することについての問題と難題を議論するた めのリエントリーラウンドテーブル (Reentry Roundtables) なるものを開始した。これらの ラウンドテーブルは、 都市研究所によるリエ ントリーの知識を有する州に関する調査研究 と出版物のポートフォリオを説得的なものに するのに役だった<sup>12</sup>。それらの一連の調査研 究によると、例えば、自宅に戻る受刑者の約 79%が薬物乱用歴を持っている。約62%の受 刑者が中学校卒業程度の学歴しかない、ジェ イルから出所した者の約45%が拘禁前での 月収が600ドル以下である。受刑者の約4分 の1ないし3分の1の者が身体的あるいは精神 的な病気に罹患していた、などが明らかと なった<sup>13</sup>。それ以外にも、2007年の中頃にお いて、全米の刑務所に収容されていた151万 8.535人のうち、約80万9.800人が18歳未満の子 どもの親であり、全米の刑務所で収容された 親、すなわち、州受刑者の52%と連邦の受刑 者の63%には、約170万6.600人の子どもがお り、18歳未満の合衆国住民の23%を占めてい ると報告されている。このような受刑者を親 にもった子どもの問題もかなり注目を受けて いる14。

以上の背景等により、受刑者の再犯をめぐ る状況が明らかとなり、多くの受刑者が再犯 に陥ることが理解されるようになってきたの である。そして、もう一つ大きな背景が、こ のような状況の"社会問題化"である。

これまで釈放された受刑者の問題は、パ ロールの事柄として扱われ、それは、リベラ ル派によって不公平であるとして、また、保 守派によって過度に寛大であるとして批判さ れてきた。時としてその問題は、犯罪者の再 統合に関する事柄として理解され、それは、 保守派ではなくリベラル派によって採用され てきた社会復帰モデルの一部としてであっ た。パロールと地域社会への再統合は、それ

<sup>11</sup> Durose, Matthew R., Alexia D. Cooper, and Howard N. Snyder, Recidivism of Prisoners Released in 30 States in 2005: Patterns from 2005 to 2010, Washington, D.C.: Bureau of Justice Statistics, US Department of Justice, 2014, p.1.

<sup>12</sup> Rhine, Edward E., and Anthony C. Thompson, "The Reentry Movement in Corrections: Resiliency, Fragility and Prospects," Criminal Law Bulletin, Vol.47, Issue.2, 2011, ART 1.

<sup>13</sup> これらの数字については、拙稿・前掲4、346-347頁を参照のこと。

<sup>14</sup> Glaze, Lauren E., and Laura M. Marushak, Parents in Prison and Their Minor Children, Washington, D.C.: Bureau of Justice Statistics, US Department of Justice, 2008, p.1.

がイデオロギーの論争に巻き込まれたので、 社会に釈放された受刑者問題を扱うための具 体的な行動を生み出すことが可能となるラベ ルになることができなかったのである<sup>15</sup>。

しかしながら、すぐにその後、"リエント リー"という用語が注目を受けた。それは、 受刑者の釈放手続を明確にするという方法と して矯正の語彙に加わったからである。この 概念は2つの利点をもっていた。まず第1に. それは外見上明白なイデオロギーの好みをも たなかったことである。パロールと異なり. リエントリーという言葉は、政治的論争の対 象であった既存の矯正の実務あるいは組織と つながっていなかった。再統合と異なり、そ れは特定の実務を必要とせず、リベラル派や あるいは保守派の概念ではなく、経験上の現 象を述べたものであった。したがって、第2 に、リエントリーという用語の使用が、こう した政治的状況を落ち着かせるような特質を もっていた。それは、リエントリーという言 葉は、「彼らはすべて家に帰って来る |(Thev All Come Back)という"鉄則"を表したもので あったということである。この紛れもない現 実を無視することは、明らかに不合理であり、 矯正の政策的見地からして無責任なことで あった。要するに、この問題を"リエントリー" の問題として枠にはめることで、それについ ていろいろと主張する者が、執るべき行動を

論じ易くなったのである<sup>16</sup>。

そして、2003年に、ピーターシリアは、『受 刑者が家に帰って来るとき:パロールと受刑 者再入』(When Prisoners Come Home: Parole and Prisoner Reentry) を、その2年後に、ト ラヴィスは、『けれども彼らはすべて戻っ て来る:受刑者再入の課題への直面』(But They All Come Back: Facing the Challenges of Prisoner Reentry) が刊行されたこともそれ を後押ししたと言えよう17。ピーターシリア とトラヴィスは、受刑者の釈放を"リエント リー"と定義した。そして、彼らは、これが 注目を必要としている社会問題であると論じ た。勿論、彼らの主張が真実であったことは 助けとなった。リエントリーの動きに参加し ようと準備のできていた市民がいた。すべて の矯正の指導者と学究的な分析者が、受刑者 釈放の既存のシステムが失敗するよう設計さ れていて. 改革を必要としていることを知っ ていたのである<sup>18</sup>。

### 2. リエントリーの現在の状況と課題

拙稿において、①パロール機関を中心とするもの(例えば、合衆国司法省[U.S. Department of Justice] の司法計画局[the Office of Justice Program] による「リエントリー協力行動計画」[Reentry Partnership Initiative]や国立矯正研究所[National Institute

<sup>15</sup> Jonson and Cullen, supra note 5, p.530.

**<sup>16</sup>** *Ibid*.

<sup>17</sup> Petersilia (2003), supra note 2. Travis, Jeremy, But they All Come Back: Facing the Challenges of Prisoner Reentry, Washington, D.C.: Urban Institute Press, 2005.

**<sup>18</sup>** Jonson and Cullen, *supra* note 5, p.530. なお、トラヴィスによれば、リエントリーの問題を取り上げるきっかけとして、国立司法研究所 (National Institute of Justice) 所長であった時に当時合衆国検事総長であったリノ (Janet Reno) の発言があるとされている。それは「我々は刑務所から出所してきた者全員に対して行っているものはないのか」(What are we doing about all the people coming out of prison?)である。これについて、Travis, *supra* note 15, p.xi.

of Correction] による 「刑務所から地域社会へ の移行行動計画 |「Transition from Prison to Community Initiative] がある). ②警察を中 心とするもの(例えば、ワシントン州のレド モンド警察を中心とする「スマート・パート ナーシップ」[SMART Partnership]), ③裁判 所を中心とするもの(例えば、リエントリー・ コート[Reentry Court]) を紹介した<sup>19</sup>。ここ では、そうしたリエントリーの施策について、 その現状についての評価と課題について論じ ることとしたい。

#### (1)リエントリーの現在

アメリカにおけるリエントリーは、その発 明後10年以上経過する中で、すぐに消滅して しまうというような一時的流行の状況にはな い。ピーターシリアが指摘するように、「最近 の10年にわたるプリズナー・リエントリーで の関心」は、「アメリカじゅうに何百というプ ログラムの展開をたきつけた $|^{20}$ 。こうした 動きが続いているのも、2つの出来事がとり わけ重要であったとされる<sup>21</sup>。

まず第1に、2003年に、連邦政府が、「凶 悪かつ暴力的犯罪者リエントリー行動計 画」(Serious and Violent Offender Reentry Initiative; SVORI) に1億1,000万ドル以上の資 金を提供したことである。すべて50州に設 置された69の機関が、3年間にわたって50万 ドルから200万ドルまでの金額を受け取った。

その全ての機関で、常習犯を減らし、雇用、 健康(薬物の使用や精神衛生を含む). および. 住居に関する結果を改善することに焦点をあ てた89のプログラムが実行された<sup>22</sup>。

第2は、2004年1月20日に行われたブッシュ 大統領の一般教書演説である。この中で.ブッ シュ大統領は全国の刑務所に収容された受刑 者に注意を向けた。そして、彼は、アメリカ 人に. 社会に再び戻ってくる受刑者に"2回 目の機会" (Second Chance) を与えるよう求め た。すなわち、「今年、およそ60万人の受刑者 が、 釈放され刑務所から社会に戻るであろう。 我々は、長い経験から、もし彼らが、仕事や 家庭を見いだすことができず、あるいは、助 けることもできないなら、彼らは、犯罪を行 い、そして刑務所に戻る可能性がいっそう高 いことを知っている。それで今晩、私は、職 業訓練と就職あっせん業者を拡大し,一時的 住宅を提供して、そして、新たに釈放された 受刑者が、信仰に基づくグループからのもの を含む指導者の獲得を手助けするために、4 年間、3億ドルものプリズナー・リエントリー 行動計画 (Prisoner Re-Entry Initiative) を提案 する。アメリカは、2回目の機会のある土地 である。そして、刑務所の門が開くとき、前 方の道はより良い生活につながっているであ ろう |23(次ページ)。

ブッシュ大統領は,連邦議会の支持を受 け、結局、2008年のセカンドチャンス法(2008

**<sup>19</sup>** これらの諸方策については、拙稿・前掲4、347-366頁を参照のこと。

<sup>20</sup> Petersilia, Joan, "Parole and Prisoner Re-entry," In The Oxford Handbook of Crime and Criminal Justice, edited by Michael Tonry, New York: Oxford University Press, 2011, p.945.

<sup>21</sup> Jonson and Cullen, supra note 5, p.530.

<sup>22</sup> Lattimore, Pamela K., and Christy A. Visher, The Multi-site Evaluation of SVORI: Methodology and Analytic Approach, Research Triangle Park, NC: RTI International, 2009, p.ES-1.

Second Chance Act) を可決させ、リエントリーサービスに対して年間何百万ドルという資金を拠出することとなった。ここで重要なのは、大統領の発言が、長い間保守的な政治的エリート集団によって主張されてきた刑事司法における懲罰というレトリックから明確に決別したことであった。換言すると、リエントリーが潜在的に超党派的な支持を得られたとも言えるのである<sup>24</sup>。

これらの事柄をきっかけにリエントリーは継続されているが、それを支えている4つの要素がジョンソン=カレンによって指摘されている<sup>25</sup>。それは、①受刑者の釈放がリエントリーとして社会問題とされたことから、何十万という犯罪者が毎年社会へ復帰している事実を無視できなくなったこと、②リエントリーが州の矯正機関やパロール機関で標準的な実務として制度化されたこと、③大量拘禁のゲットタフ時代が徐々に収まりつつある時に、リエントリーの問題を扱う動きへの要求が出てきたこと、④国民が受刑者のリエントリープログラムをかなり支持していること<sup>26</sup>、である。これらの要素が示すように、受刑者

の釈放が社会問題とされつつも、犯罪が減少 している中で、リエントリーに対する市民の 支持が得られているという状況が、このリエ ントリーの有効な施策の展開を維持できてい るのではないかと思われる。

#### (2)リエントリーの課題

上述したように、リエントリーに向けた施策が展開されているが、しかし、こうした状況を更に発展させていくためには、以下の項目について検討する必要があるとジョンソン=カレンは述べている。それは、①リエントリーに関する犯罪学の誕生、②帰宅を真剣に扱うこと、③遅発性の常習犯防止、④帰宅する者で問題となるものを発見すること、⑤副次的結果の影響に立ち向かうこと、である。

まず①リエントリーに関する犯罪学の誕生についてである。そもそもアメリカで実施されているリエントリープログラムは、明確なモデル論が欠如しており、犯罪生成に繋がるリスク要因の中で、どのようなものが常習犯の予測指数であるのか明示できていない欠点があるとされている。なぜならば、こうした

**<sup>23</sup>** なお、ブッシュ大統領の一般教書については、以下を参照。Bush, George W., "Text of President Bush's 2004 State of the Union Address," *Washington Post*, January 20, 2004.(http://www.washingtonpost.com/wp-srv/politics/transcripts/bushtext\_012004.html, 2016年8月18日最終閲覧)

<sup>24</sup> Jonson and Cullen, supra note 5, pp.533-534.

<sup>25</sup> Ibid., pp.534-535.

<sup>26</sup> 市民の支持については、例えば次のような資料がある。パブリック・オピニオン・ストラテジー (Public Opinion Strategies) とメルマン・グループ (Mellman Group) により行われた2012年の電話インタビューによる世論調査によれば、回答者の87%が、刑務所にいる人々の95%が釈放されることになるであろうということに賛成した。もし市民が公共の安全に関して真剣であるなら、市民は、彼らが地域社会に戻って来るや否や、生産的市民になれるように、治療や職業訓練プログラムへのアクセスを増やす必要性があることを明らかにした (Public Opinion Strategies and the Mellman Group, Public Opinion on Sentencing and Corrections Policy in America, Washington, DC: Pew Center on the States, 2012.)。同様の調査結果を示しているものとして、以下のものがある。Sundt, Jody, Renee Vanderhoff, Laura Shaver, and Sarah Lazzeroni, Oregonians Nearly Unanimous in Support of Reentry Services for Former Prisoners: Research in Brief, Portland, OR: Criminal Justice Policy Research Institute, Portland State University, 2012. Garland, Brett, Eric Wodahl, and Robert Schuhmann, "Value Conflict and Public Opinion toward Prisoner Reentry Initiatives," Criminal Justice Policy Review, Vol.24, pp.37-39.

プログラムは、受刑者に対して仕事あるいは居住する場所を確保するためになされたことが、彼らの生活を改善し、彼らに犯罪の生活から抜け出せることができるというリベラルな常識に頼っているように思われるからである。そこで、効果的なプログラムを実施することができるようにするためには、リエントリーに関する犯罪学が必要であり、矯正施設で使用されているような効果的な処遇モデルを、リエントリーのプログラムに適用できるかどうか検討することが必要であるとしている27。

次に②帰宅を真剣に扱うことである。受刑 者のリエントリーにおける失敗の多くが、彼 らの釈放後の最初の6か月から1年までに起 こっているとの調査結果がある<sup>28</sup>。このこと から、何よりも受刑者が帰宅した後の期間が、 真剣に取り上げられなければならない。この ことは当然なことでもあるが、重要なことは、 多様なサービスを監督下にあるすべての受刑 者に平等に拡大するよりは、むしろこの短い 期間に受刑者に対してサービスを集中させる ことである。そして、ただサービスを集中す るだけでは受刑者の再犯率を下げることはで きないことから、釈放に基づいて受刑者の高 い再犯率に繋がる要因は何か、そして、どの サービスが優先順位を与えられるべきか検討 される必要があるとされる<sup>29</sup>。

③遅発性の常習犯とは、釈放後直後に再犯 を犯すのではなく、釈放後3~4年後に再犯 が行われることを言う30。この問題は、上述の釈放後に適切なサービスが与えられずに再犯にいたった者とは異なり、適切なサービス等を受けていたにもかかわらず、再犯に至ってしまった者である。この原因の考え方としては、(1) 釈放された受刑者は、雇用や結婚等の対人関係を失う時再犯のリスクが高まる、(2) 再犯に至るリスクが時を経るにつれて蓄積し、その結果、そのリスクが相当に高まった時に再犯が起こる、(3) 再犯を犯したことが発見されずに、結局数年後に発見される、というものである。いずれにせよ、この点についての検討が必要であり、対策としては長期にわたるものが求められるように思われるとされる31。

④帰宅する者で問題となるものを発見することである。これは受刑者の多様性から起こる問題である。本来受刑者は、年齢や性別、あるいは、罪名や刑期などにおいて様々である。したがって、そのような受刑者のリエントリーはそもそも一律に扱えるわけではない。そこで、受刑者の多様性がリエントリーにどのように影響を与えるか調査する必要がある。その調査研究では、釈放前の段階と後のリエントリー段階両方における受刑者の認知されるニーズや、雇用、教育、住居、および、医療に関する領域におけるニーズについて調べる必要がある。また、受刑者が、リエントリーに対する障害を克服するために、犯罪を思い止まることやリエントリーの成功を気に

<sup>27</sup> Jonson and Cullen, supra note 5, p.555.

**<sup>28</sup>** Langan and Levin, *supra* note 9, p.3.; Durose, Cooper and Snyder, *supra* note 11, p.1.

<sup>29</sup> Jonson and Cullen, supra note 5, pp.557-559.

**<sup>30</sup>** *Ibid.*, p.559.

**<sup>31</sup>** *Ibid.*, pp.559-560.

掛けてくれる人、あるいは、物資や社会的な事柄の喪失を取り扱うプログラムから受けられる社会的支援とどのように結びつけられていたかを発見する必要があるとされる<sup>32</sup>。

⑤副次的結果の影響に立ち向かうことである。これは、犯罪の有罪判決に伴われる副次的結果、すなわち資格制限の問題である。有罪を宣告された犯罪者は、多くの雇用、住居、政府、家族、および、市民権を奪われている33。このことについては、アメリカ法律家協会(American Bar Association)でも、3万8,000以上の制定法と規則に、有罪判決の副次的結果が含まれていることを指摘している34。まさにアメリカでは有罪に基づく資格制限が受刑者のリエントリーの障害となっていることから、できる限り廃止されるべきとされている。

これら 5 点の課題を挙げた上で、2つのステップが重要であるとしている<sup>35</sup>。まず第1に、リエントリー・プログラムを発明し実行している人たちは、処遇に関する既存の知識を調べる必要があること、第2に、プログラム展開を方向づけるために必要とされるある種詳細な科学的洞察を作り出すためにリエントリーの犯罪学が必要とされることである。犯罪者処遇をめぐる科学においては有意義な進歩がなされたけれども、重大な知識の

ギャップは存在する。リエントリーの経験に 関する基本的事実と、それらが刑務所出所後 の調整にどのように影響を与えるかについて は体系的に研究されなければならないとして いる。

#### まとめに代えて

以上、アメリカにおけるリエントリーについて、その背景や課題等について紹介した。上述したように、アメリカのリエントリーは、ゲット・タフという方向での犯罪者の厳罰化が、彼らを改善更生することなしに釈放することを許し、結局そのことによって再犯の増大を招いた結果、その負のスパイラルを解消するために採用されたものであると言えよう。その最大の特徴は、いわゆる矯正と更生保護に関する職員が行ってきた方策を前提としながら、それ以外の裁判官や警察官、福祉関係者等の協力を得て、再犯防止を目指している点であるように思われる。まさに多機関連携によって行われているのである。

冒頭指摘した我が国で現在行われている諸 方策も、知的障害者や高齢者による犯罪の問 題が社会問題として意識され取り上げられる にいたって、犯罪者等の抱えている問題が明 らかとなり、その問題を解決しなければ再犯

**<sup>32</sup>** *Ibid.*, pp.560-563.

<sup>33</sup> Ibid., p.563.

<sup>34</sup> この数字については、以下の文献を参照。Radice, J., "Administering Justice: Removing Statutory Barriers to Reentry," *University of Colorado Law Review*, Vol.83, 2012, p.717.; Carlin, Michael, and Ellen Frick, "Criminal Records, Collateral Consequences, and Employment: The FCRA and Title VII in Discrimination against Persons with Criminal Records," *Seattle Journal for Social Justice*, Vol.12, 2013, p.112. なお、2016年現在では、資格制限を規定している法律の数は4万5,000を超えるものと指摘されている。これについては以下を参照。Hubbard, William C., "Bipartisan efforts seek to reform sentencing and post-conviction policies," *ABA Journal: 100 Years of Law*, Junuary, 2015. (http://www.abajournal.com/magazine/article/bipartisan\_efforts\_seek\_to\_reform\_sentencing\_and\_post\_conviction\_policies, 2016年8月18日最終閲覧)

**<sup>35</sup>** Jonson and Cullen, *supra* note 5, pp.564-565.

を防止することはできないとの考えから、社 会福祉士や福祉団体等との連携を図って行っ ている点は、まさに多機関連携であり、アメ リカのリエントリーと同じであると評価して 良いのではないかと考える。

今後は. 我が国で行われている諸方策の再 犯防止効果を高めるためにも. アメリカのリ エントリーに関する状況を参照する必要があ るように思われる。具体的には、犯罪者等の リエントリーのために必要な多機関連携の中 身と数をいかに増やしていくのか、また、そ の連携も如何につなぎ目のないシームレスな ものにしていくのかということが考えられる であろう。それに加えて、現行の様々な再犯 防止策をより良いものとするためにも、受刑 者等の再犯に関するデータの集積とその分析 が重要である。住居、雇用、健康、あるい は、家庭などの各項目の中で、受刑者等の内 面的な事柄やその取り巻く環境のどのような リスク要因が、具体的に再犯につながるのか という因果関係を明らかにし、それを処遇プ ログラムの改善につなげていく必要があるよ うに思う。そのためにも、アメリカの国立司 法研究所 (National Institute of Justice) のホー ムページにあるcrimesolutions.gov.というウェ ブサイトのように、プログラムの有効性に関 する調査研究の内容等を情報公開する場を設 け、それによりプログラムに関する知識と研 究が増大し、効果的なプログラムの立案にも つながるように思われる。現在我が国では犯 罪者と受刑者の数が減少傾向にある。まさに 有効な施策を実施し検討するのに絶好の機会 が到来したと言える。いまこそ情報収集を含 めた効果的な犯罪者等の処遇方策のための基 盤整備を行うべきであるように思われる。